

STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C. (P) No. 136/9/80

1981: 1 月號

# 月報



シンガポール日本商工會議所

# 〈 目 次 〉

(1981年1月号)

年頭所感 .....	水戸会頭 .....	1
鈴木内閣総理大臣をお迎えして .....	(シンガポール日本商工会議所) .....	3
シンガポールの華人及び華人社会の変遷 .....	(Tigers Polymer (S) Pte. Ltd) S.K.Gan .....	11
建設における外国人労働者の雇用について .....	(鹿島建設) 徳岡 猛 .....	21
高金利下のシンガポール経済 .....	(東京銀行・シンガポール店) 木下真一 .....	34
理事会の動き .....		41
部会・委員会・懇談会活動 .....		45
会員紹介 .....	(Coopers & Lybrand, 日立パワーツールズ、 昭和電工、正興電機、小松フォークリフト、 住電エレクトロクス) .....	46
シンガポール経済の動き .....		50
広 報 欄 .....		54
1月の主な経済記事 .....		55
資料案内 .....		57
編集後記 .....		59

表紙の写真はサンケイ新聞社の提供

# 年頭所感

シンガポール日本商工会議所

会頭 水戸 清

(日立造船)

新年を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

顧みますと、80年代を迎えた昨年はシンガポール及び日本を取り巻く内外環境が激変した年でありました。アフガニスタンへのソ連の進駐、イラン・イラク紛争のほつ発は流動的な世界情勢に混迷の度を深めるとともに、厳しい世界の対立局面をも浮きぼりにいたしました。アメリカでは4年ぶりの大統領選挙でレーガン氏が大勝し、アメリカの新しい選択に世界が注目をしました。一方、日本に目を転じますと、太平総理の急逝、衆参同時選挙の実施、鈴木内閣の発足と目まぐるしい変化のうちに越年いたしました。まさに、不透明・激動の時代といわれる1980年代の幕開けの年であつたと申せましょう。

こうした変化の著しい世界の政治・経済情勢の下で、日星両国間の経済関係は貿易、投資両面にわたって順調な発展過程を経過してまいりましたが、今後とも一層両国の絆(きずな)を強固にする一方、新たな展開が必要な時代へと移行しつつあると存じます。

その意味でも、1981年の冒頭に鈴木内閣総理大臣ご一行が他の諸国に先がけてASEAN諸国を歴訪され、当地シンガポールにおいても李光耀首相はじめ政府首脳との会談を通じて、相互の理解と友好を深められましたことは誠に時宜に適つた意義深いことであつたと存じます。また、ご多忙の日程にもかかわらず当地で企業の経営に当たっている我々と懇談の場を設けて頂きましたことを深く感謝する次第であります。

現在、シンガポール政府は高付加価値産業の育成、技術水準の向上等を目指して産業構造の高度化政策を推進しています。一方では1979年より平均約20%アップという高率の賃金勧告を打ち出しております。本年はその第3年目を迎えるわけではありますが、会員各位には多様化する種々の困難を克服してこの事態を乗り切られるよう祈念して止みません。

昨今、当国では日本の経済発展の経験を学ぼうとする気運が高まり、当商工会議所に対しても地元政府並びに関係者等から意見交換の場を求められる機会が増加しております。シンガポール日本商工会議所といたしましては、こうした期待に応えより一層地元社会との融和を図りつつ、当国経済の発展に寄与する所存であります。

従いまして、会員各位におかれましては、これまで以上に会員相互の協力関係を強め各企業の繁栄を計られ両国の友好と相互の経済発展にご尽力願いたいと存じます。なお同時に本所活動への積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

# 鈴木内閣総理大臣をお迎えして

## シンガポール日本商工会議所

鈴木首相は、1981年の年頭、1月8日～20日の12日間にわたって ASEAN 諸国を歴訪され、当地シンガポールには1月13日～15日滞在、この間政府首脳はじめ各界要人との懇談等を通じて日本・シンガポール両国関係の一層の緊密化を促進された。

シンガポール日本商工会議所では、鈴木首相ご一行が当地に滞在中、同ご一行を歓迎して以下のような行事を開催した。

### 〈鈴木内閣総理大臣ご一行歓迎午餐会〉

シンガポール日本商工会議所は、シンガポール日本人会との共催で、1月14日(水)、マンダリンホテルにおいて鈴木内閣総理大臣ご一行をお迎えし歓迎午餐会を開催した。

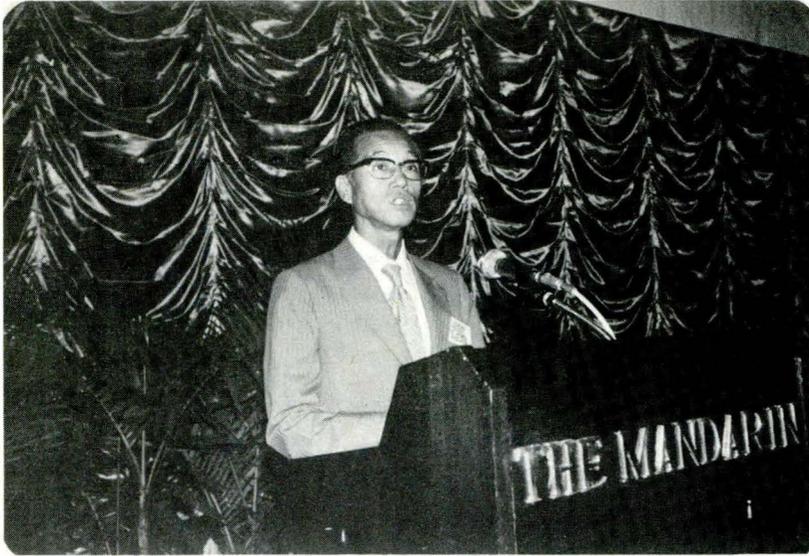
同午餐会には、鈴木内閣総理大臣、亀岡農林水産大臣、瓦官房副長官はじめご一行50名が参加される一方、主催者側からは水戸会頭、長谷会長、清水副会頭はじめ両会の役員、正副部会長等78名が出席し、ご一行と親しく懇談した。

以下は、同午餐会における長谷会長及び水戸会頭の歓迎挨拶、並びに鈴木内閣総理大臣の来星挨拶の各要旨である。

### 長谷会長(シンガポール日本人会) 歓迎挨拶

本日は鈴木内閣総理大臣閣下、亀岡農林水産大臣閣下、瓦内閣官房副長官閣下並びにご一行の皆様が大変ご多忙の日程の中を私共シンガポール日本人会並びに日本商工会議所主催の昼食会に、特にご出席を賜りましたことを大変光栄に存ずる次第でございます。一同に代り厚く御礼を申し上げます。

この度、鈴木総理大臣閣下が欧米に先んじて東南アジア就中アセアン5ヶ国を歴訪された事の意義は極めて深く東南アジアに働く我々にとっては無上



の光栄であり、曾てない感激を覚える次第でございます。

当地には現在約1400名の日本人が色々な分野で活躍しており、日本人小学校

も1400名の児童を抱えており、最近は更に増加の気配を示しております。これは申す迄もなく日星両国の好関係を示すものに外なりません。一つには当地には明治の中頃から大勢の日本人が当地で活躍し、日本人社会の基礎を作り上げてくれた歴史的背景があります。

今一つは当地李光耀首相が日本の経済復興に学べと云う事で、特に日本人の勤労態度、更には日本の文化に学べと云う事を力説されており、最近日本語の学習熱も仲々盛んなものがあります。御承知の様にシンガポールは高付加価値産業への切替えを実施中であり、この意味からも他国とは違った意味での日本への関心を高めていると云うことができます。

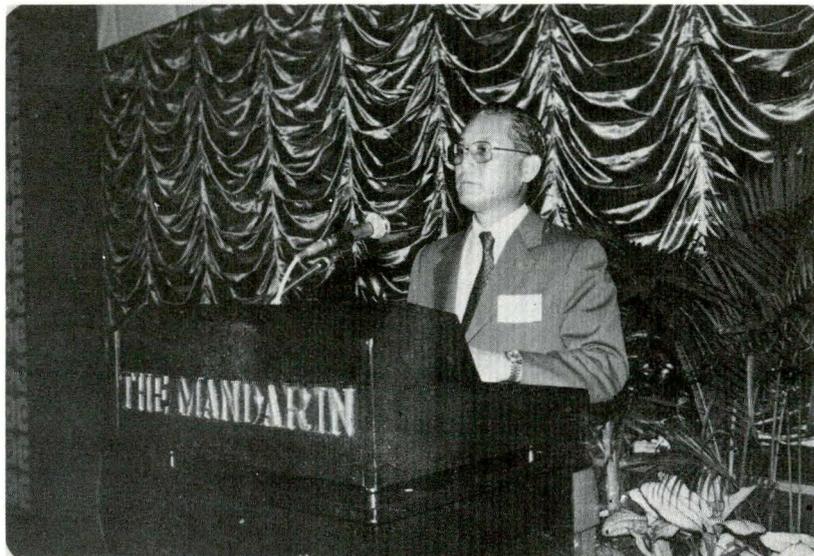
こうした環境の中で今鈴木総理大臣閣下をお迎えしたわけですが、これを契機として日本とシンガポールの関係はあらゆる分野に於て更に友好と親善の絆を深め、東南アジアに於ける新しい局面の展開を促進してゆく事になるものと信じて疑いません。

私供は今後一層日本政府の御指導と御支援を得て日星両国の好関係維持に努めるは勿論の事益々国威の発展に寄与するよう覚悟を新にするものであります。

鈴木総理大臣閣下の御来訪を心から歓迎してご挨拶に代えさせていただきます。

## 水戸会頭（シンガポール日本商工会議所）歓迎挨拶及び乾杯の辞

鈴木内閣総理大臣閣下、亀岡農林水産大臣閣下。瓦内閣官方副長官閣下はじめ、ご一行の皆様を当地シンガポールにお迎えする榮譽を得まして、当地日本商工会議所を代表して心から歓迎申し上げます。



当商工会議所は、1969年に約70社で発足いたしましたが、その後の日星経済関係の順調な発展を背景として、11年を経過した

今日では、日本の代表的な企業 361社が加入しており、今や海外の日本商工会議所として最大級の規模を誇るまでに成長いたしました。

また会員企業の業種別構成も多岐にわたり企業の繁栄とシンガポール国の発展に努力しております。

当国におきましては、先月の総選挙で国民の絶対的信頼を得たリーカンユー首相はシンガポールの繁栄のためには日本の文化ならびに経済発展の経験を学ぼうと、ことあるごとに国民に説いておられます。

かかる折に総理ご就任後最初の外国ご訪問先としてASEAN諸国を選ばれたことは、日本とASEAN諸国、なかんずくシンガポールとの友好をより一層強め、相互の発展をもたらす原動力になるものと心強く感じておる次第で

ございます。

当国では現在1979年から始まった年率20%余りの大巾な賃金上昇に見合った生産性の向上を、如何にして達成するかが大きな課題となっています。

我々商工会議所といたしましては当国政府はじめ地域社会との一層の融和に努めながら目的の達成に全力をあげる所存でございますが、皆様におかれましてはよろしく御指導御支援の程を賜りますようお願い申し上げます。



総理ご一行はこれからマレーシア、タイをご歴訪されると承っておりますが、どうかご健康に充分ご配慮され、立派に目的を果される

ことを我々一同心からお祈りしまして乾杯を捧げたいと思います。

### 鈴木内閣総理大臣ご挨拶

本日はお招き戴き、当地で御活躍中の邦人の皆様々と親しく歓談できますことを嬉しく思っております。

昨日、シンガポールに到着して以来、私は、日本・シンガポール訓練センター、シンガポール港、ジュロン工業団地を視察し、国造りに励むシンガポール政府並びに国民の活力に直接ふれることができ、またこのシンガポールの国造りに我が国民が協力している姿も目にすることができました。

シンガポールにおいては、リー首相を始めとする政府首脳の方々が、国民に対し、しばしば「日本の経験に学ぶ」との発言を行つていると聞いております。



我が国は、明治維新以来、諸外国の文明、文化の進んだ点を学び、また高い教育水準を持つ国民一人一人がたゆまぬ努力を続けてきて

おり、これが今日の日本を築く原動力となつたわけであります。このような我が国の体験がシンガポールの国造り、人造りのお役に立てるのであれば、私共としてはこれ程喜ばしいことはなく、政府としましてもできる限りの協力を行う所存であります。シンガポールの指導者層が「日本の経験に学べ」と呼びかけるに至つたのには、皆様方が、シンガポール社会の名誉ある一員として日頃から地道な努力をつまれてきたことによることも大きいと思ひます。

今般のアセアン訪問を前に新聞記者の皆さんから「アセアンのお土産は何を持って行くのか」とよく質問されましたが、その都度私は、「日本はアセアンの永遠の友人」だというメッセージを伝えに行くことが目的だと説明してまいりました。私としましても、我が国と当国のかけ橋として活躍されている皆様方にとつてより一層活動し易い環境を作るためできる限りの努力をしたいと思つております。また皆様方におかれましても、シンガポールの永遠の友人、ひいてはアセアンの永遠の友人として、当国国民の信頼をつちかうより更に一層御努力戴きたいと思ひ次第であります。

今後とも皆様方が健康に恵まれて御活躍されることを祈りつつ、私の挨拶

を了えることと致したいと思います。

### 鈴木内閣総理大臣ご一行ご出席者名簿

#### (総理・閣僚)

内閣総理大臣	鈴木	善幸	殿
農林水産大臣	亀岡	高夫	殿
内閣官房副長官	瓦	力	殿

#### (国会議員)

参議院議員	稲嶺	一郎	殿
衆議院議員	染谷	誠	殿
衆議院議員	粕谷	茂	殿
衆議院議員	粟山	明	殿

#### (総理官邸)

総理秘書官	材津	昭吾	殿
総理秘書官	谷野	作太郎	殿
総理秘書官	畠山	襄	殿
官房副長官付事務官	金沢	秀明	殿
医師	水町	重範	殿
公式カメラマン	久保田	富弘	殿
総理警護官	吉崎	良宏	殿
総理警護官	渡辺	勇	殿
総理警護官	磯部	敏夫	殿

#### (外務省)

外務審議官	鹿取	泰衛	殿
経済局総務参事官	佐藤	嘉恭	殿
経済協力局政策課長	松浦	晃一郎	殿
アジア局地域政策課首席事務官	孫崎	享	殿
アジア局中国課課長補佐	久保田	真司	殿
大臣官房総務課課長補佐	山本	益次	殿

(大蔵省)

国際金融局長	加藤隆司	殿
国際金融局投資第二課長	朝比奈秀夫	殿
関税局国際第二課長	吉川共治	殿

(農林水産省)

経済局長	松浦昭	殿
農林水産大臣秘書官	堀切伸一	殿
農林水産大臣秘書官	中村光弘	殿
経済局国際経済課長	山崎皓一	殿
経済局国際協力課長	黒木敏郎	殿
農林水産大臣警護官	土屋俊雄	殿

(通商産業省)

通商政策局長	藤原一郎	殿
通商政策局南アジア東欧課長	諸富忠男	殿
資源エネルギー庁エネルギー企画官	広瀬勝貞	殿

(経済企画庁)

調整局長	井川博	殿
------	-----	---

(総理府)

官房参事官	橋本哲曙	殿
-------	------	---

(国会議員関係者)

議員秘書	真栄里吉正	殿
自由民主党本部事務局参事	金尚	殿

(サイマル社)

社長	村松増美	殿
----	------	---

(報道関係者)

団長(西日本)	寺崎一雄	殿
副団長(NHK)	児島景吉	殿
幹事(NTV)	菱山郁朗	殿
幹事(読売)	松本斉	殿

( 在シンガポール日本国大使館 )

参 事 官	星 川 正 美 殿
一 等 書 記 官	長 島 英 雄 殿
一 等 書 記 官	上 原 信 博 殿
二 等 書 記 官	田 中 享 殿
J I C A 所 長	倉 林 太 郎 殿

( N M B )

会 長	高 橋 高 見 殿
-----	-----------

### 〈JURONG TOWN CORPORATION での歓迎会〉

一方、歓迎午餐会に先立ち、鈴木首相ご一行は、シンガポールで最大の工業地帯を形成しているジュロン地区を視察されると共に、同日午前11時30分～正午にかけてジュロン・タウン・コーポレーションを訪問された。



その際、ジュロン地区の本所会員企業ではご一行を歓迎するため120名余かジュロン・タウン・コーポレーションに参集し、ご一行

をお迎えした。これに対し、鈴木首相は出迎えた会員企業の代表と1人1人握手される等感謝の意を表された。

# シンガポールの華人及び華人社会の変遷

TIGERS POLYMER ( P ) LTD.

( Mr. S. K. GAN )

顔 尚強

## 歴史にみるシンガポールと中国の関係

1965年8月9日に独立、誕生したシンガポール共和国は三つの民族——華族、マレー族、印度族（パキスタン、スリ・ランカを含む）から構成されていた。その中約76%は中国系の華人に占められている。ところで、華人はいつ頃からシンガポールに移住したのか、またはいつ頃から中国とシンガポールとの関係が始まったのか、まず、その関係から述べてみます。

中国の正史（官制歴史書という、三国演義などは野史という）の漢書の地理誌によれば、約紀元前106年の漢時代、元封元年にある旅行者が広東省の雷州半島から出発して、途中で補給するため、“皮宗”という島に立ち寄ったとの記録があった。歴史学者によれば、この“皮宗”は今日のシンガポール島である。地理上の観点から言えば、丁度、海上では中国と印度の中継地であるシンガポール島に立ち寄ったことは考えられないこともないでしょう。もし、これが本当であれば、中国人が始めてシンガポール島を踏んだのもっとも古い記録である。

その後の約三百年間、日本にも良く知られた三国の時代に、三つの国の一つの東呉王朝は“康泰”という人を“南洋”に派遣した。彼は帰国後、“呉時外国伝”という旅行伝記を書いて、中に“蒲羅中”という国にふれた。歴史学者によれば、“蒲羅中”は現在のシンガポール島であった。

勿論、以上の見解に対して“皮宗”または“蒲羅中”は現在のシンガポール島ではないと主張する学者もいる。この“皮宗”と“蒲羅中”が現シンガポール島であったか否かは別として、中国がそのときから、すでに東南アジア、或いは俗称の南洋群島との関係があったことは間違いない事実であろう。

表1. 歴史にみる「新加坡」の別称

1. 皮宗 漢書地理誌 (紀元前140～87年)
2. 蒲羅中 吳時外国伝 (紀元220～265年)
3. 莫訶信洲 南海寄帰内法伝 (紀元618～907年)
4. 多摩<sup>菴</sup>長 新内唐書 (紀元618～907年)
5. 羅越 新唐書 (紀元785～804年)
6. 麻里予兒 (紀元1292年)
7. 单馬錫 (紀元1349年)
8. 淡馬錫 (紀元1349年)
9. 龍牙門 (紀元1206～1404年)
10. 凌牙門 (紀元1206～1404年)
11. 石叻門 (紀元1206～1404年)
12. 長 (紀元1403～1424年)
13. 石叻、息力 (紀元1368～1661年)
14. 新忌利坡 (紀元1810年)
15. 新甲埔 (紀元1815～1821年)
16. 戸利坡兒 (紀元1815～1821年)
17. 星格坡耳 (紀元1815～1821年)
18. 星加坡 (紀元1815～1821年)

英文名は西洋文献によれば次のようにある

1. Streights of Cincapura (1511年)
2. Gate of Singapura
3. Singapura (1513年)
4. Sijmgapura (1512/5年)
5. Estriets Cimquapura (1526年)
6. Cincapura (1544年)

7. Sincapura ( 1596 年 )
8. Old Sincapura ( 1598 年 )
9. Straits of Sincapura ( 1599 年 )
10. Shahbandar of Singapura ( 1606 年 )
11. Sinca Pura ( 1613 年 )
12. Straits of Sincapur ( 1616 年 )
13. Sincapur ( 1637 年 )
14. Sinkapura ( 1660 年 )
15. Straits of Sincapura ( 1669 年 )
16. Streights of Sincapour ( 1668 年 )
17. Destroit Du Sincapour ( 1700 年 )
18. Pulo Du Isle Panjang ( 1755 年 )
19. Po Panjang ( 1761 年 )
20. Singapore ( 1794 年 )
21. Sincapour Island
22. Republic of Singapore ( 1965 年 )

当時、水路で交流をやれば、あまり発達していなかった造船と航運の技術にとつて、中継地としてシンガポール島に寄ることは充分考えられる。

ある学者は中国の歴史記録で三国時代から二十世紀始めまで、星加坡という正式な地名を使うまでどの位の名前で呼ばれて来たのかを調べた。それによると、驚くべき、20個以上もあった。

### 華人の来星時期

ところで華人はいつ頃から南洋、またはシンガポールに移住し始めたのか、勿論、第1人者は誰であろうかわからないけれども、集団的に移住したのは次の7つの時期に分けられると思う。

(1) 紀元304年から439年まで、中国国内では、五胡(巴氏族、匈奴族、鮮卑族、羯族と羌族)乱華という事件があって、侵略された漢民族は“難民”として戦争から逃げるため南また南へ大移動して、一部は台湾海峡に渡って台湾に住み込んだ。一部は南支那海に渡って南洋の方へ流れた。これは恐ら

く、中国歴史上の最初の“集団移民”かも知れません。

(2)紀元879年唐時代の黄巢軍が広州を陥落した時、漢民族はまた集団的に南へ流れた。

(3)1293年“元”という時代に蒙古軍は千艘の軍艦で約2万人が爪哇(ジャワ)島へ上陸した。これは前2回と違って、軍隊を派遣して南洋群島を侵略した。勿論、戦争に勝っても負けても、一部の人は残らざるを得なかった。

(4)“元”という蒙古王朝が約百年間、中国を制覇したあと、再び漢民族を中心とした明時代になった。明王朝が成立した頃、海外に居た住民は貿易商という便利さを利用して、反逆者を応援する恐れを感じたので、始めて出国禁止令をくださった。この禁止令により、すでに南洋に居る中国系住民は、もし自分が帰国すれば、反逆者として捕られる恐れがあったため、帰国をあきらめて、出稼ぎ先に永住せざるを得なかった。

しかし、明王朝は建国後数十年、第三代目の永楽皇帝は南洋の“藩邦”に力を見せるため、1405年から1433年の間に鄭和という人(三宝太監とも呼ばれる)を7回も南洋へ派遣し、のべ10万人以上も南洋に送り込んだ。そのため、現在の東南アジアの人々はまだ三宝太監の神話を楽しく語っている。

永楽皇帝の政策に激励されて、すでに移住した人々は安心して仕事をつづけるだけではなくて、国内にも刺激を与えたことは間違いないでしょう。これは、また前3回と違うパターンで、政府の奨励で移住を行った。

このとき、中国系住民の活躍された地域はタイ、ブルネイ、マラッカ、スマトラ、ジャワ、フィリピンである。移住者は殆んど福建省と広東省の人々で占められた。

(5)明王朝は1616年に満州族に滅亡された。この満州族は沙漠の蒙古族と気質的に違って、割合いに猜疑心が強い民族であった。特に鄭成功は福建省、浙江省、広東省と台湾省を据地にして、清朝に抵抗しつづけたことは、当政者にとって、南洋に散った広東人、福建人は当然、本省地と連絡をとりながら、鄭成功を応援すると見なすため、徹底的に福建省、広東省を鎮圧した。このおかげで、かなりの広東系と福建系の知識人は南洋へ流れた。その知識

人は反清復明の政治結社を作り、いわゆる“幫”（あとにのべる幫と違う意味）という集団を形成し始めた。しかし、この幫は一部が革命の力になり、一部はギャング、暴力団になった。

(6)阿片戦争により、中国大陸の入口である香港を手にした英国はマラヤ（当時シンガポールを含む）の錫礦、ゴムなどの軍略物質と軍事基地を開拓し、発展させるため、中国から数えきれないほどの“苦力”を導入したことは近代のことであり、またあまりにもよく知られているので省略する。

(7)最後の合法或いは非合法での大移住は1945年から1949年までの5年間の中国国民党と共産党との国内戦争による。交通の便利さという原因もあり、このときの移民の数はもっとも多いことはいうまでもありません。それ以後、マラヤ政府は厳しい移民政策をうち出して、中国からの移民は急に減っていった。

### 華人の推移

7回にも渡って中国人が東南アジアに大量移住した結果により、現在、海外に散っている1500万中国人の約9割は東南アジアに住んでいる。そして、中国系の人を中心として国家機構まで築いたのは古くはタイにある鄭昭（潮州人）王朝と19世紀のブルネイの羅芳伯（客家人）共和国があった。この二つの国家機構は長く続かなかつたけれども、その後圧倒的な民族比率で西洋思想と理念に基づいてつくられたシンガポール共和国は国連に加盟しただけではなくて、中国にまで認められている。

ところが東南アジア、特にシンガポールに住込んだ中国系の人々は中国人から華人と呼ばれて、一つの種族を形成されるまでにはけいべつされて来て、呼び方もぐるぐる変っていた。正式な華人と呼ばれるまでに記録によれば次の名称があった。(1)漢人(2)唐人(3)華人(4)流居者(5)流寓者(6)流離者(7)流民(8)華工(9)華商(10)華民(11)華僑があった。

現在日本の新聞などの報道機関は華商、華僑と華人を良く使っているがこの中で、もっとも悪質な華商を別にして、華僑とは海外に僑居する華人と解釈されて、華僑と自認すれば、内地から保護してもらおうとの期待感を持つだけでなく、現地社会に積極的に飛び込みたくないという意味をもっている。

しかし、その期待は中華人民共和国の成立により、幻滅された。特に1955年のバンドン会議で中国政府の方針がはっきりして以来、華人という概念がたれ変るようになった。

### シンガポールにおける華族の推移

以上述べたように7回も集国的に移住した後、シンガポールの人口の構成にどんな影響を与えたでしょうか。特に40年代の中国内戦と植民地主義の“苦力”政策により、シンガポールの人口は19世紀の後半に入ってから急に膨張して来た。人口の増加は華人だけではなくて、マレー族と印度族も相対的に増えて来たことは表2に示している。また統計によれば、957年

表2 民族別の人口

年	華族		マレー族		印度族		その他		合計
	人口	%	人口	%	人口	%	人口	%	
1871	54,572	57.6	26,141	27.6	10,313	10.9	3,790	4.0	94,816
1881	86,766	63.0	33,012	24.0	12,086	8.8	5,858	4.3	137,722
1891	121,908	67.1	35,956	19.7	16,009	8.8	7,727	4.3	181,602
1901	164,041	72.1	35,988	15.8	17,047	7.8	9,768	4.3	226,842
1911	219,577	72.4	41,806	13.8	27,755	9.2	14,183	4.7	303,321
1921	315,151	75.3	53,595	12.8	32,314	7.7	17,298	4.2	418,358
1931	418,640	75.1	65,014	11.7	50,811	9.1	23,280	4.2	557,745
1947	729,473	77.8	113,803	12.1	68,967	7.4	25,901	2.8	938,144
1957	1,090,595	75.4	197,060	13.6	124,084	8.6	34,190	2.4	1,445,929
1970	1,579,866	76.2	311,379	15.0	145,165	7.0	38,903	1.8	2,074,507
1977	1,758,000	76.2	346,900	15.0	158,000	6.8	45,300	2.0	2,308,200
(推測)									

から1970年の間に華人の人口増加の中で、自然増加——生育により——は87%であり、移民増加は13%もある。これはマレー族の2.5%と印度族の減少に比べて、はるかに高いものである。70年代に入ってから、移民増加は大幅に減って来たけれども零にならないでしょう。

### 出身別の華人の動き

さて、華人祖先の中国人は中国大陸の950万平方キロの面積のどちらから来たでしょうか。その地方により、日本と同じように何にか特性と特色を持っているでしょうか。

表3はシンガポール全人口の76%を占めた華人の出身地(いわゆる方言グループ)による人口の分布表です。この表から、第二次世界大戦以後、出身地の人口の移動は定着しつつあるけれども広東系は減って行く。この現象は何を語っているのでしょうか。恐らく東南アジアに散っている華人の活動する地盤に対して性格の違いにより仲々飛込めないのではないか。例えば福建系のシンガポール、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、マレーシアと潮州系の印度支那に対して広東系は白人国家のオーストラリア、米国、カナダとヨーロッパに移住する方が多いことです。

ところが華人はその出身地別に方言が異なるだけではなくて、排他的、閉鎖的な農民の性格は植民地政府にうまく利用されて、シンガポールの市区計画及び町づくりまで取入れられている。例えば、福建街、潮州街、海南街にとどまらず、ところどころに方言グループの群集地区ができた。この現象は独立後のPAP政府の都市再建と国家意識育成の政策を推進するとき悩まされたことはSpeak Mandarin キャンペンにより良く立証された。

### “幫”の誕生と発展

この意識的に呼び集めた結果により、同郷者集団ができて、幫という組織が発生した。幫は元々同郷者の冠婚葬祭の面倒を見るために自発的に組織されたにもかかわらず、その後の発展で、学校、寺、墓地、企業などまでも経営されている。

幫という組織はシンガポールの特有なものではなくて古くからすでに中国内地に同郷会ならび同業会の組織があった。ヨーロッパにもギルト(同業会)があり、日本にも県人会が存在している。但し、シンガポールの幫というものはあまりにも簡略されて狭い意味で地縁を中心として解釈された。実際はもっと複雑であり、地縁の上に血縁、姻縁、職縁、神縁と学縁で結ばれたものである。

シンガポールの幫別は中華総商会によれば、福建幫、潮州幫、広府幫、客家幫、瓊州幫と三江幫(江西、江南、浙江のこと)に分けられる。

福建幫は厦門周辺の正統派以外に福州(Foo Chow)福清(Hock Chia)と興化(Henghua)がある。潮州幫は広東省の潮州(Teochew)府の汕

表3 方言別の華人の人口

幫	1881年		1901年		1911年		1921年	
	人口	%	人口	%	人口	%	人口	%
福建	24,981	28.8	59,117	36.0	91,549	41.7	136,823	43.4
広東	14,853	17.1	30,729	18.7	48,739	22.2	78,959	25.1
潮洲	22,644	26.1	27,564	16.8	37,507	17.1	53,428	17.0
海南	8,319	9.6	9,451	5.8	10,775	4.9	14,547	4.6
客家	6,170	7.1	8,514	5.2	12,487	5.9	14,293	4.5
その他	9,799	11.3	28,666	17.5	18,520	8.4	17,101	5.4

幫	1931年		1947年		1957年		1970年	
	人口	%	人口	%	人口	%	人口	%
福建	180,108	43.0	312,413	42.8	458,535	42.1	694,019	43.9
広東	94,972	22.7	157,980	21.6	205,773	18.9	268,548	17.0
潮洲	82,405	19.7	157,188	21.5	245,190	22.5	352,971	22.4
海南	19,896	4.8	52,192	7.2	78,081	7.2	115,460	7.3
客家	19,317	4.6	40,326	5.5	73,072	6.7	110,746	7.0
その他	21,942	5.2	9,374	1.3	29,944	2.8	38,122	2.4

頭を中心とする。広府幫 ( Kwongfu ) は広東省の広州府と肇慶府の出身である。従いまして広肇幫とも言われる。客家 ( Hakka ) 幫はあまり複雑で、中華総商会によれば、広東省の梅県と大埔県に限定される。三江 ( Shanghai ) 幫はもっとも小人数であるが一応福建省と広東省の以外の人々を指している。

幫を牛耳られている親方は商業社会であるシンガポールは勿論、実業家でないといけない。また幫を統括している中華総商会の会長は必ず実業界の実力者であることはいうまでもありません。1906年に中華総商会が成立して以来、会長の職を占めた福建幫は22回、潮州幫は12回、広府幫は2回と客家幫は1回との実績からシンガポールの経済実権は福建系と潮州系に握られていることがわかる。

幫の成員は方言が異なると共に、性格、慣習と進出企業も違う。例えば海南人は洋食、日本食のレストラン、コーヒハウスなどの飲食関係を経営している。正統派の福建幫は貿易、金融、輸送などに対して、福州はコーヒハウス、木工、福清、興化クラブは自動車、自転身などに進出している。表4は方言幫による職業、企業分布です。

## 幫による企業進出

幫	企業（職業）
福建	銀行、金融、保険、飼料、肥料、農産（烟草、胡椒、コーヒ、果実、米、茶、砂糖、ゴム）運輸、海運、自動車、自転車、不動産、建築、雑貨、五金、工作機械、食品、貿易。
潮州	金融、銀行、繊維、食品、ガラス用品、雑貨、百貨店、熱帯魚、農産（米、野菜、花、果実）水産、貴金属、化学薬品、家庭電器、運輸、不動産、漢方医、貿易、陶磁器。
広東	洋服、レストラン、鉱業、時計、工作機器、建築材料、金型等、公務員、印刷、サービス業。
三江	洗濯、傢俱、ホテル、洋服、不動産、映画館、繊維。
客家	質屋、漢方薬、鋳物、靴、貴金属、公務員。
海南	喫茶店、洋食レストラン、日本レストラン、パン、ケーキ、サービス業、公務員。

独立前、イギリスの分割統治政策と社会の必要に応じて発生した幫という“怪物”は独立後のシンガポール政府の政治、経済政策、都市再建、住宅政策、教育、文化政策を積極的に推進することにより、いずれか消えて行くことは間違いありません。同時にそのかわりにシンガポールリアンに生れ変わることも間違いありません。但し、数十年か百年以上かかるかも知れません。

### おわりに

以上簡単に華人移住の歴史と華人社会構造の一面を述べて来したが、日本で原子力工学をやって来た私にとってシンガポール華人社会を論ずることはまったく恐縮です。

# 建設業における外国人労働者の雇用について

— CPFとConstruction Fundを中心として—

**Kajima Corporation**  
**T. Kokuoka**

## 1. 外国人労働者とは

シンガポールにおいて外国人労働者という場合、二通りの意味がある。一つはシンガポリアンに対するマレーシアンである。国籍が違うマレーシアンは、たとえ中国人、マレー人、インド人とそれぞれ同一民族であっても、法的には外国人である。建設業の工事現場では、殆んどの労働者がこれらのマレーシアンであり、現場によっては90%以上、ときには100%近い人数をマレーシアンが占めている。換言すれば、シンガポールの建設業は外国人労働者によって支えられていると言える。

二つ目の意味としては、シンガポリアン、マレーシアンの従来型労働力に対して、タイ、スリ・ランカ、インド、インドネシア、フィリピンなどの諸国からの輸入労働力である。最近シンガポールで外国人労働者という場合、一般的には後者を指すことが多い。

## 2 マレーシアンとCPF

マレーシア人でも技能度の高い高額所得者は、われわれ日本人と同じくEmployment Pass(有効期間はそれぞれの場合に応じ、1年、2年、3年などがある)の取得が要求される。

一般の製造業の工場働く、定着性のある労働者の場合、Work Permit(2年ごと更新)が必要であるが、建設業の場合は雇用期間が比較的短かいため、Block Permit(3月ごと更新、6ヶ月ごと更新などがある)で働くことが出来る。

Block Permitはその言葉の示す通り、数人または数十人の労働者を一括申請するもので、比較的認可が下り易い。

上記のうち、Employment Pass、Work Permit、の場合は、Central Provident Fund(CPF)という厚生年金積立金を政府に納

める必要がある。このCPFは所得額によって多少異なるが、大体、個人負担分が所得の18%、雇用主負担分が20.5%で、55才で還付を受けることが出来る。

しかし、「Block Permitの場合では、大きな特典として昨年までは、このCPFの納入を免除されていた。建設業における短期労働者の場合、マレーシアから見れば外国のシンガポールで恒久的に55才まで働いて年金の還付を受けるということは、殆んど期待出来ないからである。

ところが、昨年8月3日、シンガポール政府は、突如、Block Permitに対しても1981年度からCPFを徴収する。1981年1月1日より個人負担分9%、雇用主負担分10%、7月1日よりそれぞれ18%、20.5%と段階的に実施する」と発表した。

これは、労働力の90%以上をマレーシア人に頼っているシンガポールの建設業者にとっては、文字通り青天の霹靂であった。

労働力が払底して来ているのに、9%~18%のCPFを賃金から差引けば、労働者はシンガポールにまで出稼ぎに来るメリットがなくなり、マレーシアにUターンしてしまふ。といて、CPFを上乗せしてやれば、工事費の大部を占める労務費が一挙に19%(9+10)~38.5%(18+20.5)も、はね上がってしまう。工事の採算では大赤字である。

シンガポール建設業者協会(Singapore Constructors Association)を中心に、一斉に反対の声があがった。1981年から実施されては、建設業は破産してしまふ、せめて2年間、実施を猶予してもらいたいというのが協会の代表的意見であった。

11月9日、政府は最終的見解として、(1)Block Permitに対するCPFは先に発表の通りに徴収する。(2)但し、1980年8月4日以前に入札した政府工事については、このBlock PermitのCPF分を払戻すと発表した。

しかし、これで何も彼もが一見落着くというわけにはいかない。政府工事は政府がCPF払戻に必ずと約束したが、民間工事では各業者がそれぞれにクレームして行かなければならないであろう。

政府工事にしても、今まではBlock Permitで簡単に許可されていた労

働者が、Work Permit に切替えるよう指示されるケースが目立って来ている。政府の払戻がBlock Permit Holders だけに限定され、Work Permit Holders には適用されないとすれば、建設業者及びマレーシア労働者は、今回の政府発令によるコスト増加分を100%回復することは出来ないことになる。

### 3. 新しい外国人労働者と Construction Fund

シンガポールの急速な経済発展にともない各産業において労働力の不足が発生している。特に、建設業における低賃金労働者の場合、マレーシアにおける経済活動の台頭によりマレーシア国内でも雇用の機会が増大したこと、またマレーシアとシンガポールとの賃金格差が小さくなったことなどにより、シンガポールへの労働力の流入は鈍化している。

この慢性的な労働力の不足の解決策として、最近タイ、スリランカ、インド、インドネシア、フィリピンなどからの労働力の輸入がクローズアップされている。

製造工場や造船業などの恒久的な設備の工場などでは、タイ、スリランカなど第3国労働者をかなり以前から雇用しているが、建設業の場合、各現場での雇用期間が短いこと、現場から現場へと職場の移動が激しいこと、このため政府当局としては、労働者の滞在、出国の管理把握がむずかしく、ときには労働者の所在が不明のまま長期不法滞在されるという危懼もあり、ごく最近まで、建設業に対しては認可されなかった。

1980年になって政府は、建設業における第3国労働者の雇用をケースバイケースで認めるようになったが、ここでも一つの大きな問題が発生した。

昨年11月30日、政府は建設業において第3国労働者を雇用する場合、1980年12月1日より従来のCPFに替えて、1人当たり毎月S\$230 Construction Fundを徴収する旨発表した。

第3国労働者の場合、以前は1年か2年の労働を終えてシンガポールを出国する際、それまでに各自が納めた18%と雇用主が積立てた20.5%のCPFは全額、本人に払戻されていた。即ち、第3国労働者にとって、CPFは厚生年金ではなく給与の一部の一時的貯蓄であった。建設業者が第3国労働者

を連れて来る場合も、工事を終えて出国する際に払戻される CPF は、当然各労働者の所得の一部を構成するものとして雇用契約が結ばれている。

ところが、12月1日から政府が CPF に代えて実施した Construction Fund は労働者個人個人には払戻されない。即ち、CPF から Construction Fund に切替えられたということは、各労働者は CPF として 18% を一時的貯蓄しなくてすむが、雇用主は雇用条件化している 20.5% を各労働者に直接支払わねばならず、更にその上、Construction Fund として毎月 1 人当たり S \$230 を政府に納めなければならないことを意味する。

換言すれば、労働者への支払保証賃金の一部を構成する 20.5% は、CPF の法律が適用されると否とにかかわらず、雇用主から出費される労務費の一部にあり、従って毎月 1 人当たり S \$230 の Construction Fund の新規法律の適用は、それがそのまま雇用主のコスト増となる。第 3 国労働者の平均賃金が毎月 S \$700 とすると、S \$230 の献金は、労務費が全体として約 33% 増加することを意味する。

以上、Construction Fund を中心に論じて来たが、第 3 国労働者を雇用する場合にのみ発生する Extra Costs がこのほかにもある。

インドやバングラデシュなど第 3 国に向いて行なう労働者の募集、実技テスト、面接、雇用手続きなどの費用、国によっては、労働者を連れ出すために一定の Deposit を納めなければならない。シンガポールまでの往復航空賃、シンガポール到着時に政府から要求される健康診断費用、シンガポール政府に納める保証金（タイ人 S \$600、インドネシア人 S \$400、フィリピン人 S \$900、バングラデシュ人 S \$1000、インド人 S \$1200）。

更に、政府当局としては労働者とともに伝染病、風土病が持ち込まれるのではないかという懸念があり、工事現場宿舍や作業場所に対する環境省（Ministry of Environment）、労働省（Ministry of Labour）の監督、指導が非常に厳しく、これまでのシンガポリアンやマレーシアン労働者を雇用した場合に比べ、衛生管理費、労務安全管理費がかなり割高となる。

確かに第 3 国労働者の賃金はシンガポリアン、マレーシアン労働者の賃

金よりも安いのが、作業能率がかなり低いこと、更に上記の種々の Extra Costs を加算すると、労務費全体としては必ずしも安くはならない。第3国に労働力を求めるのは少なくとも現在においては、安い労働力を求めるというよりも、むしろ、シンガポールにおける労働力の絶対的不足の補充が第一の目的ではないかと思う。

最後に、第3国労働者を実際に雇用する場合、シンガポール政府に提出する雇用条件遵守誓約書、保証書の見本をご参考に添付します。そこには、雇用主及び労働者が遵守すべき、かなり細かい条件が列記されています。

**TERMS AND CONDITIONS OF WORK PERMIT SCHELE  
FOR FOREIGN WORKERS (CONSTRUCTION)**

- 1 All workers (males only) are to be recruited from approved countries up to the allocated blocks within 6 months from the date indicated below.
- 2 All workers are to be recruited by the company directly from their country of origin. No workers shall be recruited on social visit in Singapore.
- 3 All workers recruited shall be paid the prevailing wages of local employees and be entitled to all the benefits enjoyed by local employees. However, where food, transport and/or accommodation are provided to the foreign workers, and such fringe benefits are not enjoyed by the local employees, the company shall deduct the cost of such benefits from the wages of the foreign workers, within the limits allowed under the Employment Act.
- 4 All workers shall be above 16 but less than 50 years old.
- 5 The company sponsoring the workers shall provide adequate dormitories or hostels with proper supervision for the workers especially after working hours. All workers should be provided with proper beds. There should be adequate sanitary and other facilities provided.
- 6 No workers shall be allowed to change employment.
- 7 No workers shall be allowed to marry or apply to marry a Singapore Citizen or Permanent Resident.
- 8 Before proceeding with the recruitment of workers, the company is required to submit to the Work Permit Division a draft copy of the contract of service to be offered to the workers. The company must ensure that the conditions of service shall not contravene any provision of the Employment Act.
- 9 The company must ensure that the contract of service is signed by the worker in his country of origin before arrival in Singapore, and such contract of service shall be explained to the worker and be written in the language which the worker fully understands.
- 10 The company is required to provide the Work Permit Division with the names of each batch of workers to be recruited, their passport numbers and dates of birth, one week before their arrival in Singapore.
- 11 The company shall be required to furnish a security deposit in cashier's order or banker's guarantee of such amount as to be specified by the Controller of Immigration. The security deposit shall be made out one week before the workers are due to arrive in Singapore and the receipt issued by the Immigration Department should be produced immediately to the Work Permit Division.
- 12 On arrival of each batch of workers, the company must submit work permit application in respect of each worker to the Work Permit Division not later than 3 days after their arrival.

- 13 Upon permission being granted for the workers to commence employment, the company is required to pay a monthly levy of \$230 per worker. The payment must be received in crossed cheque payable to PS (Labour), c/o Work Permit Division, 79 Anson Road, Singapore 0207, Republic of Singapore not later than the 7th day of each following month. For each worker who has served the company for an incomplete month due to commencement or termination of employment which does not coincide with the beginning or end of the month, the payment due to be paid by the company in respect of this worker shall be computed by using the following formula (to be rounded down to the nearest dollars):

$$\text{Payment due} = \frac{\$230}{\text{No of calendar days in the month}} \times \text{No of calendar days employed in the month}$$

- 14 No CPF contributions is required for workers recruited under the Scheme.
- 15 All workers must be medically examined within 7 days of their arrival in Singapore by a registered Singapore practitioner. The medical examination will include the following:
- a Chest X-ray to rule out active tuberculosis;
  - b Blood test to exclude venereal diseases (Syphilis);
  - b Urine test to exclude chronic kidney disease and diabetes;
  - d Eye-sight test;
  - e Checking of blood pressure and if it is above normal, an ECG to check whether the heart is involved; and
  - f A general clinical examination.
- The result of the medical examination should be submitted to the Work Permit Division within 14 days of the medical examination. Any worker found to be medically unfit should be repatriated by the company immediately.
- 16 The company is required to retain the passports of the workers with their consent during their stay in Singapore.
- 17 In the event of any termination of service, the company is required to surrender the worker's passport and his work permit to the Immigration Department/Work Permit Division for cancellation of the work permit pass/work permit.
- 18 The company shall repatriate workers who have resigned or whose services were terminated under any circumstances.
- 19 The company shall also repatriate workers who are engaged in illegal or immoral activities or in the event of any breach of condition.
- 20 The company shall repatriate any worker in the event of his death and to make provision for decent interment of the deceased before repatriation.
- 21 All costs arising from repatriation of workers shall be borne by the company.
- 22 The company shall be required to submit reports on the workers as and when required by the EDB, Work Permit Division or the Ministry of National Development.

- 23 The company must allow officials of the EDB/Ministry of Labour/Ministry of National Development/Ministry of the Environment/Immigration/Police access to the accommodation or working place of the workers.
- 24 The company must undertake to abide by all other terms and conditions which may be stipulated by the Work Permit Division as are deemed necessary from time to time.
- 25 The company will be blacklisted for eligibility under the Scheme if it breaches any of the above terms and conditions or is found to slacken in the management and supervision of the workers.

I, .....  
(Name)

of .....  
(Name of Company)

hereby undertake to abide by the above terms and conditions and will be responsible for the accommodation and repatriation of the workers recruited under the Scheme.

Date: .....  
(Signature)

.....  
(Designation)

Signature of Witness : .....

Name : .....

REPUBLIC OF SINGAPORE

Please quote this  
Ref No when replying:

IMMIGRATION DEPARTMENT  
WORK PERMIT PASS SECTION  
79 ANSON ROAD  
SINGAPORE 0207

IMS/ .....

Date: .....

.....

.....

.....

SINGAPORE (      )

Dear Sir

RE: WORK PERMITS FOR FOREIGN WORKERS

I refer to the Commissioner for Employment's letter giving approval for the recruitment of the following number of foreign workers:-

2        The purpose of this letter is to outline the actions that are necessary for the issue of Work Permit Passes to such workers.

3        As you are already aware, you are required to furnish a Security Bond as well as a Bank Guarantee in respect of these foreign workers. The Security Bond stipulates the conditions which both the employees, i.e. the foreign workers themselves and employers will have to fulfill and under which Work Permit Passes are issued to them. A copy of the Security Bond is attached herewith for your use. Please read it carefully and note the conditions which the employer is required to comply. As for the conditions which the foreign workers have to comply, you are requested to inform them as soon as possible of these conditions so that they may be made aware of them.

4        The total amount of the Bond is based on the country from where the foreign workers come and is calculated as follows:-

Thailand:	\$ 600.00 per person	Phillppines and Sri Lanka:	\$ 900.00 per person
Indonesia:	\$ 400.00 per person		
India:	\$1200.00 per person	Bangladesh:	\$1000.00 per person

This rate is subject to changes without notice.

5        The Security Bond is to be signed by an authorised officer of the company and his signature must be witnessed. The Bond will have to be stamped at the Stamp Office, Supreme Court Building.

6 In addition to the Security Bond a Security Deposit or a Bank Guarantee in lieu thereof for the total amount stated in the Security Bond is required to be furnished. In the event a Bank Guarantee is furnished, you are required to have the Bank Guarantee made out according to the sample enclosed herewith. The Bank Guarantee will be valid for three years from date of issue. One photostat copy of the Guarantee is required in addition to the original Guarantee itself.

7 The Security Bond stamped must be furnished within one month or earlier from date of this letter. It must be duly signed by an authorised officer of the Company, witnessed stamped and the Schedule properly completed with all necessary details. As the space provided in the Bond would be insufficient to contain all the names you may use supplementary pages to list out all names and particulars. A sample of this supplementary page is attached. Please comply with the instructions at the foot of it. No Bond will be accepted unless the Schedule is completed. Also the Bond must be furnished before the arrival of any of the workers. It is therefore in the interest of the Company to obtain the required information as soon as possible so that the required Bond could be furnished.

8 As soon as the workers have been issued with work permits, their passports and work permits are to be submitted to the Immigration Department, Work Permit Pass Section, 79 Anson Road for the issue of Work Permit Passes. A fee of \$10/- per person for a one-year Work Permit Pass is payable; or \$20/- per person for a two-year Work Permit Pass. Generally there is no need for the workers to call personally for issue. For some an additional visa fee of \$15/- is required for the issue of entry-visa if they do not already have one. They are Indonesians, holders of Hongkong Certificate of Identity and Filipino. Their passport holders also require entry visas but these are issued gratis.

9 Companies are advised that a representative be sent to meet these workers at the arrival checkpoint. They should also prepare a letter addressed to the Immigration Officer In charge of the respective checkpoint confirming that the persons are being employed by the Company and that the Company is responsible for their maintenance and repatriation. This is to facilitate their entry.

10 In the event that processing could not be completed within the period of stay granted on arrival, the Company is required to apply for extension of stay in letter form giving the names of those who require such extension. The letter is to be addressed to the Immigration Department, Work Permit Pass Section, 79 Anson Road, Singapore 0207. The passports of these persons should accompany the letter so that the necessary endorsements could be made on them. The persons themselves need not be present.

#### 11 Repatriation

The company is required to repatriate the worker in the event the worker has contravened any of the conditions under which the Work Permit Pass was issued; or after completion of his contract or his Work Permit Pass cancelled. In this event, the company will be required to

- (a) Inform in writing the Immigration Department, Work Permit Pass Section, 79 Anson Road, Singapore 0207. of the date and means of departure of the worker;
- (b) Present his passport at the above address for cancellation of his Work Permit Pass.

Yours faithfully

for CONTROLLER OF IMMIGRATION

**THE IMMIGRATION ACT  
(CHAPTER 81, 1970 EDITION)  
THE IMMIGRATION REGULATIONS, 1972.  
SECURITY BOND  
(REGULATION 20)**

By this Bond, we .....  
of (or having our registered office at) .....  
.....  
acknowledge ourselves bound to the Government of the Republic of Singapore in the sum  
of dollars .....  
.....(\$.....) to be paid to the Government.

Sealed with our seal this.....day of.....19 .....

Whereas we wish to apply for the grant of Work Permit Passes:

- \*a. for the persons whose particulars appear in the Schedule hereto:
- b. for the number of persons indicated in the Schedule hereto whose particulars shall be supplied from time to time on the date of their arrival in Singapore and when so supplied shall form part of the said Schedule;
- c. for the persons whose particulars may from time to time be included in the Schedule hereto with the consent of the Controller of Immigration on the date of their arrival in Singapore or prior thereto in substitution for those whose particulars appear therein.

(hereinafter called "the said persons").

And whereas the Controller of Immigration is agreeable to the granting of Work Permit Passes to the said persons on the following conditions to be observed by each of them namely:

- (1) That each of them shall comply with the provisions of the Immigration Act and any regulations made thereunder or any statutory modification or re-enactment thereof for the time being in force in Singapore;
- (2) That each of them shall not get married to a Singapore Citizen or permanent resident during their stay in Singapore;
- (3) That each male person shall not cohabit with a female Singapore Citizen or permanent resident;
- (4) That each female person shall not become pregnant during her stay in Singapore;

- (5) That each of them shall, within 7 days of their arrival in Singapore, submit themselves for and pass a medical examination for contagious diseases and drug addiction and pregnancy in respect of females;
- (6) That each of them shall submit themselves for and pass a medical examination once in every 6 months or at such shorter intervals as may be necessary in respect of contagious diseases and pregnancy in respect of females;
- (7) That each of them shall not engage in any form of employment paid or unpaid or in any business, profession or occupation other than that approved by the Controller of Immigration;
- (8) That each of them shall not engage in any activity detrimental to the security and well-being of Singapore;
- (9) That each of them shall not engage in or be concerned in any way with any activity in contravention of the Misuse of Drugs Act (No. 5 of 1973) or any statutory modification or re-enactment thereof for the time being in force in Singapore; and
- (10) That each of them shall not remain in Singapore after the expiry or cancellation of their Work Permit Pass;

And on the following further conditions to be observed by us, namely:

- (i) That we shall be responsible for the upkeep and maintenance and the cost of repatriation of the said persons;
- (ii) That we shall provide adequate housing for the said persons;
- (iii) That within 7 days of their arrival in Singapore, we shall arrange for each of the said persons to be medically examined and certified fit and free from contagious diseases and drug addiction and for a female free from pregnancy by a doctor in Singapore, and produce to the Commissioner for Employment such evidence thereof as may be required by him within 14 days of the medical examination;
- (iv) That we shall arrange for each female person to be medically examined once in every 6 months or at such shorter intervals as may be necessary and certified free from contagious diseases and free from pregnancy and submit the results of such examination to the Commissioner for Employment within 14 days of the examination;
- (v) That in the event of any of the said persons failing to comply with any of the conditions pertaining to him/her, we shall repatriate him/her back to his/her country of nationality within 14 days of such failure to comply;
- (vi) That we shall produce the said persons to the Controller of Immigration on the cancellation or expiry of their Work Permit Passes or at such other time or times as we may be required by the Controller to do so.



# 高金利下のシンガポール経済

東京銀行  
木下真一

昨年秋以降、当国市場金利は上昇を続けており、主要銀行のPRIME LENDING RATE は14.5% (1981年1月末現在 BUSINESS TIMES 紙平均) とかつてない高水準に達している。かかる状況にも拘らず当国の経済は引き続き旺盛な投資意欲に支えられ、先進諸国が景気沈滞に悩む中において、堅実に経済成長を遂げているが、かかる高金利をもたらした背景、或いは今後の見通しにつき以下考えてみたい。

## 1. 当国経済の史的考察

赤道直下、熱帯無風地帯に位置し、面積僅か淡路島程度に過ぎない当国が、東南アジアに於て日本に次ぐ一人当り国民所得 (1979年現在、US\$3,720) を達成するに到ったのは、マラッカ海峡という世界海運交通の要衝に位置したという地理的な優位性があるが、しかしそれ以上に、人口の75%強が勤勉な中国人という恵まれた人口構成に支えられた安定政権による強力な経済推進策によるところ大である。

具体的には、1960年代から1970年代初めにかけ、工業開発計画を施行、以降1970年代を通じ積極的な外資導入政策を展開、特に70年代後半には、急速な円高進行の過程で、国外進出意欲旺盛であつた日本企業を中心とする企業進出により、工業は急成長を示した。

一方、金融面でも利子課税免除等の恩典を付してアジア・ダラー市場を創設 (1968年)。国際金融市場のひとつとして機能を開始、これが後に資本面から当国経済をバック・アップすることとなった。

更に1978年6月に、為替管理を撤廃、物流資本移動が完全に自由化され、一層、当国の経済拡大を助長するに到っているが、為替管理の自由化により、同時に他の先進各国の経済情勢の影響ももろに受ける素地も形成されたわけである。

以下、1974年の石油ショックを克服、着実に経済成長を遂げている当国

経済を統計をもとに振り返つてみたい。

#### (イ) 経済成長

1980年通年のDATAはAVAILABLEでないが、1979年以上の成長率となることは確実であり、10%前後となることが期待されている。

1979年についていえば、OECD平均では成長率が鈍化しているが、当国の場合、伸び率も前年を凌いでいる。(資料-1参照)顕著な伸びを示したのは製造業部門であり、金融・運輸通信・及び建設(HOTEL, OFFICE BUILDING, SHOPPING COMPLEX)と合わせ、大きく経済成長に寄与しており、1980年も引き続きこれらの部門は大きな伸びを示している。

#### (ロ) 国際収支

当国の国際収支のパターンは、資料-2に見られる通り、大幅な輸入超過による貿易収支の赤字をサーヴィス・移転収支及び資本収支の黒字でカバーするというものであり、従つて資本流入を魅きつけるための政治、経済の安定が必須条件である。政治面では完全与党による安定政権下、東南アジア各国からのFLIGHT MONEYが流入しており、当面不安はないと思われる。

経済面でも前述の通り、着実に経済成長を遂げており、その信任は厚く、また為替管理撤廃以降、資金の流出入が自由になつており、金利裁定を狙った資金の移動がみられる。

貿易、資本両面での対外依存が大きいことから前述の通り、他の先進諸国の経済の影響を受けること大であり、特に貿易収支の大幅赤字による輸入インフレの進行が後記物価変動にみられる如く(資料-4)特に為替管理撤廃以降顕著となつている。

#### (ハ) MONEY SUPPLY 及び物価推移

好調な経済成長を背景にMONEY SUPPLY(通貨供給量)も拡大、1976年以降は年率10%以上の伸び率を示しており(資料-3参照)上記輸入インフレと合わせ、インフレ助長要因となつている。物価推移を卸売物価指数を基にみると、1975年以降安定した推移を示した卸売物価は1979年一挙に14%台の上昇を示したが、これはOPECによる原油値上げの影響を受け、石油価格が37.3%上昇したことによる。

## 2 今後の見通し

以上みてきた通り、経済成長を遂げる過程にあつて、輸入インフレの進行、旺盛な LOAN DEMAND を背景とした MONEY SUPPLY の増加により、当国に於てもインフレが進行している。

当国の市場金利の推移は資料-5 の通りであるが、現在の高金利はある程度継続するのか或いは、昨年末から CHINESE NEW YEAR にかけての季節的要因からくる一時的なものにとどまるのであろうか。

既に繰り返してみてきたように、為替管理が撤廃されていることから、金利裁定に基づく資金の移動が自由に行われ得る状況にあり、従つて海外先進諸国通貨、特に U S \$ 金利の動きと無関係ではあり得ない。

国際収支の項目でも述べた如く、当国は貿易収支の赤字を資本収支の入超で賄つていく必要があることから資金流入を促進する為には、金利水準が他通貨に比し ATTRACTIVE である必要がある。(勿論、金利のみならず、通貨の安定性が要件ではあるが。)

この為、今後の S \$ 金利の動向をみるに当り特に U S \$ 金利の動きをみる事が不可欠であろう。U S \$ 金利については、既にピークを打ったと言われており、1980 年春から夏にかけてのような大幅な下落はしないまでも、徐々に低下していくとみられている。一方、米国は今や、恒常的なインフレに悩まされていることから、今年度はひと桁金利は望めないとする見方が大宗を占めており、当面 12 ~ 15 % の金利を予想する向きが多い。

S \$ の金利も CHINESE NEW YEAR が明ければ、多少緩むことが期待されるが、かかる U S \$ 金利の動きを展望すれば、大幅な下落を望むのは無理であろう。国内要因からも、インフレ進行を食い止める要あり、これが金利下支え要因となろう。

最後にかかる 2 ケタ高金利は当国の経済にどのような影響を与えるか考えてみたい。

無論、高金利が経済成長の足をひっぱり、或いは世界的不況により、当国経済の一時的足踏みをもたらす恐れはある。

しかし、中期的には良く管理された経済政策によりインフレを克服、安定した政治情勢と相俟つて、海外からの資本流入は CONSTANT に続き、現在計画されている種々の開発案件—ペトロ・ケミカル・プロジェクト、新国際空港、MRT、ETC を軸に昨今の高金利を乗り越え、先進各国より高い経済成長を続けていくことが期待される。



(資料-1) 経済成長率

	シンガポール	OECD 平均
1975 年	4.0%	Δ0.9%
1976	7.0%	+5.4%
1977	7.8%	+3.7%
1978	8.6%	+3.9%
1979	9.3%	+3.3%
1980 ( ~ 9 月 )	10.6%	N.A.

(資料-2) 国際収支 (単位: 百万 S \$)

	貿易収支	経常収支	総合収支
1975 年	Δ5.657	Δ1.433	+ 966
1976	Δ5.468	Δ1.745	+ 737
1977	Δ4.889	Δ1.161	+ 763
1978	Δ5.813	Δ1.714	+1.512
1979	Δ6.570	Δ2.562	+1.137

(資料-3) MONEY SUPPLY (MI)

1976	+15.2%
1977	+10.3%
1978	+11.6%
1979	+15.8%
1980 ( ~ 3 月 )	+14.7%

(資料-4) 物価推移

(1) 卸売物価指数

	シンガポール	USA	日本
1975年	Δ 1.5%	+10.8%	+ 1.9%
1976	+ 6.7%	+ 4.2%	+ 5.5%
1977	+ 4.6%	+ 6.0%	+ 0.4%
1978	+ 1.5%	+ 7.7%	Δ 2.3%
1979	+14.4%	+10.9%	+12.9%
1980	+18.6% (～8月)	+10.3% (～6月)	+10.7% (～6月)

(2) 消費者物価指数

1975年	+2.6%	+ 9.1%	+ 0.5%
1976	Δ1.9%	+ 5.8%	+ 9.4%
1977	+3.2%	+ 6.5%	+ 6.7%
1978	+4.8%	+ 7.7%	+ 3.5%
1979	+4.0%	+11.3%	+ 4.7%
1980	+8.8% (～11月)	+10.7% (～6月)	+ 4.2% (～6月)

( 資料 - 5 ) 市場金利推移

	PRIME RATE	I/B3M/S 金利	US\$3M/SS/BOR
1975/6	7.5	5.72	N.A
}			
12	7.0	4.69	N.A
1976/6	7.0	4.39	N.A
}			
12	6.75	3.74	5.16
1977/6	6.75	4.38	5.92
}			
12	7.0	5.58	7.29
1978/6	7.0	4.88	8.40
}			
12	7.5	7.51	11.73
1979/6	8.0	7.09	10.62
}			
12	9.5	9.05	14.39
1980/6	12.0	9.52	9.41
}			
12	15.0	13.11	20.00

# 理事会の動き

第138回1981年1月27日(火) 午後12時30分

在シンガポール日本国大使館中島大使より、鈴木内閣総理大臣ご一行のご来星(1月13日~15日)に伴う本所の協力に対して御礼のあいさつがあった。

議 題 :

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 1981年NWCガイドラインに対する本所意見(案)

七戸理事より、経営研究委員会が中心となって取りまとめた「1981年NWCガイドラインに対する意見」(案)の主旨説明があり、その後審議に移り、活発な意見交換が行われた。

その主な内容は以下の通り。

- 「賃金水準の決定は、企業の生産性と支払能力を基準とすることを明示すべきである。」
- 「本所が主張してきたのは個人のメリット・デメリットを明確にするという趣旨から考課制度導入による賃金格差を設けるということであるので、昨年の2-TIER GUIDELINE は余り評価できない。」
- 「PERFORMANCE APPRAISAL にもとづき、既に考課制度を導入している企業は、2-TIER GUIDELINE を採用する必要はない。」
- 「昨年の2-TIER SYSTEM は運営面で労使間の摩擦がみられたので、これを改善すべきである。もし、1981年も2-TIER SYSTEM を継続するのであれば、その部分の運営は企業の自

主判断に委ねるべきである。また、2-TIERに対する労働者の理解を深める必要がある。」

○「従業員の技術向上は、各企業の企業内訓練で行われるべきで、SDFは早期に廃止すべきである。」

○「SDFが廃止された場合の処置をどうするかということと同時に勘案する必要がある。」

○「SDFは、徴収面では中小企業の負担が比較的重い反面、給付面ではこうした中小企業への支出が少い（利用が難しい）という不公平がある。また、諸手続きの一層の簡素化が求められる。」

○「SDFが、財源上大幅黒字でありながら、その雇用主負担割合が2%から4%に引き上げられた理由が全く納得できない。」

○「CPFの雇用主負担は高率すぎる。元来、労使同率であるべきことから1981年から早急に雇用者負担割合を引き下げるべきである。」

○「NWC勧告自体の存在の是非について本所として統一した見解が必要ではないか。」

○「NWCガイドラインの表示は、細部まで一律に規定することは避けるべきであるが、解釈規定は明確にする必要がある。」

つぎに、本件について審議した結果、こうした意見を踏まえて、本所意見（案）を再検討し、次回理事会で再審議されることになった。

## (2) MINISTRY OF LABOUR からの依頼

### ① MEASURES TO DETER JOB-HOPPING についての本所意見照会。

1981年1月19日付文書をもって、「JOB-HOPPING防止対策に関する労働省試案」について、労働省から本所に対し意見照会があった。本件について審議した結果、第一工業部会、第二工

業部会、第三工業部会及び流通サービス部会の合同部会を開催し、各部会の意見を聴取するとともに、本所としての意見(案)を取りまとめ次回理事会で審議することになった。(なお、本件については、黒田理事が担当。)

②労働省幹部からの懇談会開催申し出について

労働省のTHE PERMANENT SECRETARY, DR. HAN CHENG FONGをリーダーとする労働省幹部(6人)から、労働問題をめぐって本所と懇談したい旨の申し出があった。

本件について審議した結果、本所としてこの申し出に応じることとし、本所側の出席者は理事会メンバー及び第一、第二、第三各工業部会、建設部会及び流通サービス部会の各部会代表者を対象とすることになった。

なお、開催日時については、当初2月18日(水)午後2時30分～ということであったが、先方側の都合により2月20日(金)午前10時～に変更の申し出があった。

3. 報告事項

(1)鈴木内閣総理大臣ご一行歓迎午さん会及びJTC における歓迎会開催報告長谷副会頭より、1月14日(水)に開催した標記歓迎会の開催報告及び理事各位の協力に対する御礼のあいさつがあった。

(2)部会、委員会開催報告

次の通り部会、委員会の開催報告があった。

①部 会

- 第三工業部会(12月10日開催)
- 繊維分科会(12月13日開催)
- 第二工業部会(1月22日開催)

②委員会

- 経営研究委員会(12月11日及び1月16日開催)
- 経営研究委員会幹事会(12月18日及び1月9日開催)
- 広報委員会(12月22日開催)

(3) 来星ミッション

次の通り来星ミッションの報告があった。

○日本生産性本部ミッション(1月22日開催)

○松本商工会議所・海外産業事情視察団(2月9日来所予定)

(4) ゴー・チョク・トン商工大臣からの LETTER

本所がゴー・チョク・トン商工大臣宛に「NWC 勧告についての提言」として出状した意見書に対する同大臣からの返信が紹介された。

(5) 日系企業に関する THE STRAITS TIMES 記事について

1981年1月10日付 THE STRAITS TIMES 紙に掲載された某日系企業に関する記事について、当該企業より本所会頭宛にその経緯説明及び結果について、文書を以って説明があったので、その内容が報告された。

なお、本件は既に関係者間で円満な解決がみられている。

4. 会計報告

吉永財務委員より、12月分の会計報告があり、承認された。

5. 入・退会

倉重理事より、下記3件の入会申込の報告があり、審議の結果次の通り決定した。

\*\* THE TOYO TRUST & BANKING SINGAPORE REPRESENTATIVE OFFICE ..... “B”

\*\* CANNON SINGAPORE PTE. LTD. .... “B”

\*\* SINGAPORE RYOSAN PTE. LTD. .... “C”

一方、日本側出資者の現地資本化に伴い

\*\* SWAN SOCKS MANUFACTURING CO., (M) PTE. LTD.

の退会が承認された。

## 部会・委員会・懇談会活動

### 1. 部会

月 日	部 会 名	議 題 等
1月22日(木)	第2工業部会	最近の労働条件及び福利厚生の実態に関する調査結果、報告及び意見交換。
1月30日(金)	合同部会 (第1、2、3工業部会、流通・サービス部会)	JOB-HOPPING 防止に関する労働省試案について。

### 2. 委員会

月 日	委 員 会 名	議 題 等
1月16日(金)	経営研究委員会	1981年NWC勧告についての意見(案)、取りまとめについて。
1月9日(金)	経営研究委員会幹事会	1981年NWC勧告についての意見(案)について。

### 3. 懇談会

○1月14日(水)鈴木内閣総理大臣ご一行歓迎パーティ。

# 会 員 紹 介

(1980年7月—12月加入会員)

## **COOPERS & LYBRAND**

(クーパーズ・アンド・ライブランド) = 個人会員

- 所在地： 11th Floor, Supreme House  
Penang Road, Singapore 0923.
- 電 話： 3362344
- 代表者： Senior Partner  
Mr. J. M. McCormack
- 従業員： 260名、うち日本からの派遣社員1名。
- 事業内容： 監査、経営診断、税務・株式事務、セクレタリアル及び記帳  
代行業務。

[ 会社の特色 ]

国際的な会計事務所として、最高水準の専門的能力と誠実さを持って顧客のニーズに応える。日本では中央会計事務所と提携。

## **HITACHI POWER TOOLS (S) PTE. LTD.**

(日立パワーツールズ)

- 所在地： Block 3, Unit 215/217  
PAS Multi Storey Complex  
Pasir Panjan Road, Singapore 0511.
- 電話番号： 2727410
- 設 立： (登記) 1978年12月 (操業) 1979年1月
- 形 態： 合併
- 代表者： Managing Director (社長)  
高橋 敏夫氏 (Mr. T. Takahashi)
- 従業員： 11名、うち日本からの派遣社員1名。
- 親会社： 日立工機 (茨城県勝田市)

- ・ 事業内容：取扱品目＝電動工具の販売。  
           販 売 先＝シンガポール及び近隣諸国。  
           仕 入 先＝日本及びシンガポール工場。

〔 会社の特色 〕

- ・ 木工から金工まで顧客要求にそえる様、多機種品揃えしている。
- ・ シンガポール工場製品を自信をもって Made in Singapore で販売してゆく。

**SHOWA DENKO K. K. (REPRESENTATIVE OFFICE)**

( 昭和電工 (株)シンガポール駐在員事務所 )

- ・ 所在地： Room 9-F, H, 9th Floor,  
           Asia Insurance Bldg,  
           Finlayson Green, Singapore 104.
- ・ 電話番号： 2220610
- ・ 設 立： ( 登記 ) 1980 年 4 月
- ・ 形 態： 駐在員事務所
- ・ 代表者： Chief Representative ( 駐在事務所長 )  
           戸木田 祐一郎氏 ( Mr. Y. TOKITA )
- ・ 従業員： 2 名、うち日本からの派遣社員 1 名。
- ・ 事業内容： 総合化学品メーカー  
           ( 主として石油化学製品、電炉製品等 )

〔 会社の特色 〕

- ・ 開発製品 ( 計測機器、特殊建材、Fine Chemicals 等 ) に力を入れている。

**SEIKO ELECTRONICS COMPANY LIMITED**

**SINGAPORE REPRESENTATIVE OFFICE**

( 株式会社 正興電機製作所シンガポール駐在員事務所 )

- ・ 所在地： C/O Sumber Engineering ( S ) PTE. LTD.  
           PSA Multi Storey Complex

Unit 224/5, Block 3, 2nd Floor,  
Pasir Panjan Rpad, Singapore 0511.

- 電話番号：2716086-7
- 設立：1980年10月
- 代表者：Manager ( 所長 )  
松永 義輝氏 ( Mr. Y. MATSUNAGA )
- 親会社：正興電機製作所 ( 福岡博田区 )
- 事業内容：配電盤及びその部品

[ 会社の特色 ]

日立製作所と配電盤及び器具について技術援助契約。将来ASEAN 地区への工場進出を考えている。

### **KOMATSU FORK LIFT ASIA PTE. LTD.**

( 小松フォークリフトアジア有限公司 )

- 所在地：30, Joo Koon Road,  
Singapore 2262.
- 電話番号：2684903
- 設立：( 登記 ) 1980年9月 ( 操業 ) 1980年10月
- 代表者：Managing Director ( 社長 )  
宮川 直美氏 ( Mr. N. MIYAKAWA )
- 親会社：小松フォークリフト ( 東京都・港区 )
- 従業員：13名、うち日本からの派遣社員5人
- 事業内容：フォークリフト本体及び部品  
販売先：アジア・オセアニア地区代理店

- 電話番号：2713777
- 設立：（登記）1978年8月（操業）1978年8月
- 親会社：住友電気工業株式会社（大阪市東区）
- 従業員：271名、うち日本からの派遣社員5名
- 事業内容：取扱品目

(1)電線等（UL規格電線、熱圧縮チューブッ錫（半田）メッキ軟銅線、高純度アルミ線）の販売 UL規格電線のハーネス加工（TV、テープレコーダ用等）

〔会社の特色〕

部品（電線）の供給を通じて、電子機器産業の発展に寄与する。

### **SUMIDEN ELECTRONICS PTE. LTD.**

（住電エレクトロニクス）

- 所在地：Block 2, Unit 424/429  
PSA Multi Storey Complex  
Pasir Panjan Road, Singapore 0511.

● 代表者

## シンガポール経済の動き

### —1980年第3四半期のシンガポール経済動向—

アメリカ、西ドイツなど先進工業諸国の経済成長鈍化にも拘わらず、アセアン各国の経済成長は順調に伸びている。

シンガポール第3四半期の経済成長率は国内総生産で10.6%を示した。アメリカの経済不景気にもかかわらず、シンガポールの対外貿易は好調に伸び、輸出は多少停滞しても第4四半期の経済成長は依然として堅調を続け、国内総生産高は10%前後に達する模様。

シンガポールの製造業部門は昨年1～9月に前年同期比13.4%の成長を示した。特に大きな伸びを示したのはラジオ、TV、半導体など電気、電子部門で、同期間に31%の拡大を記録、運輸機器およびオイル・リグなど輸送機器部門は28%の伸び、冷蔵庫、産業用設備は21%の成長を示した。特に金融部門の16.1%の成長は製造業部門の13.4%を上回ることになった。

#### 1. 生産

第3四半期の工業生産指数は順調に伸び、昨年同期比13%増、第3四半期の国内総生産の27%を占めた。

石油精製は第3四半期は依然不振であって、前年同期比-7.7%となって、これは石油輸出国の石油減産とイラン、イラク戦争の影響も一つの原因となった。

電子関連機械は大きな伸びを示し、前年同期比31.4%増となった。輸送機械・機装は前年同期比24.2%増、主に運輸材器、オイル・リグなどの受注によるものである。

#### 2. 貿易

1980年第3四半期の輸出入はそれぞれ28.6%、26.2%増で、往後貿易総額は79億5110万\$ドル、うち輸出が34億5680万\$ドルに対し、輸入が379億310万\$ドルで、入超幅は71億3230万\$ドルとなった。

対日貿易は輸入が前年同期比44.7%増加したが輸出は-11.7%であった。昨年10月までの対日輸入が75億4%万\$ドルでシンガポールの輸入全体の17.6%を占め、前年同期比では42.6%の増加を示した。一方輸出は28億160万\$ドルと全体に比べわずか8.1%で前年同期比18.8%増、

収支は47億330万\$ドルの入超を示した。ちなみに対日貿易赤字が対外貿易赤字に占める割合は58.6%とその半分以上である。

### 3. 金融

昨年第3四半期のマネーサプライ(M1)は前年同期比16.3%増にとどまった。通貨供給量(M1)は9月に銀行金融の拡大、資本流入の増大、控え目な公共部門の操作などにもかかわらずわずか2800万\$ドルの増加にとどまり、ここ4ヶ月間の最低を記録した。

銀行の貸出金は前年同期比30%増で、8月の1億9400万\$ドル増に対し、9月は8億8200万\$ドル増を記録し、今年5月以来の下降傾向を逆転した。この増加の主な原因はこの月の株式発行の購入用借入れと月末からあがり始めた利率を見越しての予想借入れが主因である。

非銀行顧客預金は引き続き順調に伸びて、第3四半期は前年同期比35%増を示した。9月の非銀行顧客の預金は7億800万\$ドル増加とかなり大がかりな動きが見られた。

### 4. 観光

第3四半期のシンガポール訪問者数は前年同期比13.4%増、9月の訪星者数は19万9252人であり、昨年同月比10.9%の増であった。80年1~9月間での合計は186万8512人となり、前年同期比13.4%増となっている。うち9月の日本人観光客数は2万3173人となって、昨年同月比14.3%増を示した。

### 5. 物価

第3四半期の卸売物価指数は前年同期比18%増、第2四半期の21.6%に比べやや改善した。

消費者物価指数も第2四半期の9.3%増から今期の6.9%増にとどまった。9月分の消費者物価指数は前月比0.3%減となった。これは79年3月以来初めての対前月比減少である。消費者物価指数下降の主な原因は食料品価格の値下がりであった。

80年6月の外貨準備高は79年同期比10.3%増の133億\$ドルを記録し、金および外貨のうち131億\$ドルを占めた。

シンガポール日本高工会議所  
事務局：M.Y.WONG

## シンガポール主要経済指標

		財政 収支	マネーサプライ (M1)	銀行 貸出金	非銀行 顧客預金	最優遇 貸出金利 (平均)(%)
(MILLION DOLLARS)						
1978	1978	252.6	4,926.0	12,226.4	10,045.7	7.65
	1979	191.7	5,706.1	16,007.0	12,178.4	9.48
	1979 II	173.9	5,078.0	13,175.4	10,399.1	8.12
	1979 III	304.7	5,168.8	14,149.6	10,746.9	8.92
	1979 IV	-131.3	5,486.2	15,468.6	11,681.8	9.48
	1981 I	-77.4	5,778.8	16,912.5	12,981.0	11.28
	1981 II	-176.7	5,824.8	17,648.8	13,705.3	11.83
	1981 III	450.0	6,012.8	18,392.0	14,509.5	11.12
前年比	1978	-	11.7	20.1	11.9	-
	1979	-	15.8	30.9	21.2	-
同期比	1979 II	-	0.8	4.1	0.7	-
	1979 III	-	1.8	7.4	3.3	-
	1979 IV	-	6.1	9.3	8.7	-
	1980 I	-	5.3	9.3	11.1	-
	1980 II	-	0.8	4.4	5.6	-
	1980 III	-	3.2	4.2	5.9	-
前年同期比	1979 II	-	12.4	20.9	9.3	-
	1979 III	-	12.3	21.3	10.4	-
	1979 IV	-	15.0	28.7	16.3	-
	1980 I	-	10.8	33.6	25.8	-
	1980 II	-	14.7	34.0	31.8	-
	1980 III	-	16.3	30.0	35.0	-
		工業生産指数	石油精製 石油製品	電子関連機械	輸送機械機装	
1974 = 100						
	1978	135.4	105.4	204.4	122.4	
	1979	154.7	108.1	265.1	149.7	
	1979 II	113.7	102.7	132.1	125.7	
	1979 III	117.5	105.0	130.8	131.8	
	1979 IV	126.4	109.8	141.6	150.6	
	1980 I	117.0	104.5	137.8	128.7	
	1980 II	129.6	96.0	155.4	155.5	
	1980 III	132.3	96.9	171.8	163.7	
同年比	1978	16.2	8.1	17.2	15.4	
	1979	14.3	2.6	29.7	22.3	
前期比	1979 II	9.2	0.7	14.8	31.6	
	1979 III	3.3	2.2	- 1.0	4.9	
	1979 IV	7.6	4.6	8.3	14.3	
	1980 I	-7.4	-4.8	- 2.7	- 4.5	
	1980 II	10.8	-8.1	12.8	20.8	
	1980 III	2.1	0.9	10.6	5.3	
前年同期比	1979 II	16.8	4.1	21.3	27.5	
	1979 III	11.5	-9.0	40.2	16.8	
	1979 IV	11.0	-1.8	27.3	40.9	
	1980 I	13.8	0.5	35.3	40.4	
	1980 II	14.0	-6.5	17.6	23.7	
	1980 III	12.6	-7.7	31.4	24.2	

		輸 入	輸 出 (MILLION DOLLARS)	対日輸入	対日輸出
	1976	29,601.3	22,985.5	5,668.2	2,226.0
	1979	38,334.4	30,940.1	6,530.5	2,967.7
	1979 II	9,101.8	7,220.8	1,555.6	616.7
	1979 III	10,517.2	8,318.6	1,685.8	873.5
	1979 IV	10,753.0	8,996.3	1,819.7	904.9
	1980 I	11,792.3	9,940.3	1,937.1	847.0
	1980 II	12,656.1	10,341.8	2,229.7	950.4
	1980 III	13,524.5	10,499.7	2,439.3	771.3
前年比	1978	16.0	14.4	26.7	3.6
	1979	29.5	34.6	15.2	33.3
前期比	1979 III	14.3	12.8	5.9	7.7
	1979 III	15.6	15.2	8.4	41.6
	1979 IV	2.2	8.2	7.9	3.6
	1980 I	9.7	10.5	6.5	-6.4
	1980 II	7.3	4.0	15.1	12.2
	1980 III	6.9	1.5	9.4	-19.0
前年 同期比	1979 II	27.7	29.6	14.0	16.3
	1979 III	37.5	39.8	15.6	35.2
	1979 IV	32.9	43.5	24.2	63.9
	1980 I	48.0	55.3	31.8	48.0
	1980 II	39.1	43.2	43.3	54.1
	1980 III	28.6	26.2	44.7	-11.7
		シンガポール 訪問者(到着) (THOUSAND)	卸売物価指数	消費者物価指数	公的外貨準備高 (MILLION DOLLARS)
	1978	1,506.0	111.6	101.7	11,473.8
	1979	1,997.0	127.7	104.5	12,562.4
	1979 II	471.0	124.7	102.5	11,926.4
	1979 III	530.0	132.9	105.9	12,093.3
	1979 IV	542.0	132.0	108.2	12,433.4
	1980 I	529.0	149.4	110.8	12,863.4
	1980 II	531.0	151.6	112.0	13,055.3
	1980 III	601.0	156.8	113.2	
前年比	1978	21.6	1.6	-	9.2
	1979	32.6	1.4	2.8	9.5
前期比	1979 II	3.7	7.4	0.9	1.9
	1979 III	12.5	6.6	3.3	1.4
	1979 IV	2.3	3.1	2.2	2.8
	1980 I	-2.4	13.2	2.4	3.5
	1980 II	0.4	1.5	1.1	1.5
	1980 III	13.2	3.4	1.1	
前年 前期比	1979 II	3.5	12.1	1.9	17.5
	1979 III	3.5	18.1	3.5	14.8
	1979 IV	10.6	21.2	5.2	10.0
	1980 I	16.5	28.7	9.1	7.9
	1980 II	12.7	21.6	9.3	8.0
	1980 III	13.4	18.0	6.9	

## 広 報 欄

### \*\* NEW MEMBER (1st January, 1981)

- |                                     |   |         |  |
|-------------------------------------|---|---------|--|
| * Canon Singapore Pte. Ltd.         | Unit 605, Delta House,<br>2, Alexandra Road,<br>Singapore, 0315.                  | 2735111 | Mr. H. Saito<br>(Managing Director)          |
| * Singapore Ryosan Pte. Ltd.        | Suite 2606-7A, 26th Floor,<br>Shaw House,<br>100, Beach Road,<br>Singapore, 0718. | 2582013 | Mr. Y. Tanaka<br>(Director, General Manager) |
| * The Toyo Trust & Banking Co. Ltd. | Suite 2101, 21st Floor,<br>Ocean Building,<br>Collyer Quay,<br>Singapore, 0104.   | 92223   | Mr. T. Oshima<br>(Representative)            |

### \*\* CHANGE OF ADDRESS

- \* Mitsui Mining & Smelting Co. Ltd.  
c/o Tanaka Electronics Singapore Pte. Ltd.  
8-17E, Block 2,  
Telok Blangah Industrial Estate,  
Depot Road,  
Singapore, 0410.

### \*\* CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- \* Mitsukoshi Limited  
From Mr. M. Tanaka to Mr. S. Hamazaki
- \* Tokyo Leasing (Singapore) Pte. Ltd.  
From Mr. A. Otani to Mr. H. Terai
- \* Utoku Express Co. Ltd.  
From Mr. Y. Sorimachi to Mr. Y. Onuma
- \* The Long-Term Credit Bank of Japan, Ltd.  
From Mr. A. Shozawa to Mr. H. Moriyama

### \*\* CHANGE OF TELEPHONE NO.

- \* Hitachi Zosen Robin Dockyard Pte. Ltd.  
Tel: 2656622
- \* Mitsui Mfg., (Singapore) Pte. Ltd.  
Tel: 2656522 & 2681929

## 1月の主な経済記事

- 1日 ○国家開発省は省エネルギー政策の一例として、クーラー付商業ビル所有者が、総電力量を提示した標準値内に抑えた場合、税金控除の優遇措置対象にすると発表した。
- 12日 ○シンガポールの住宅、商店舗、ホテル、オフィスと不動産市場がおしなべて活況を呈し、著しい値上りが見られたが、今年は住宅用不動産市況に若干の緩和が予想される一方、オフィス・スペースの一層の需要逼迫が見込まれる。シンガポールのオフィス・スペースは70年代後半に3～4年にわたり供給過剰となったあと、徐々に供給不足となった。1970～79年にオフィス・スペースは年平均9万3000平方メートルの割で増加し、こうした急速な需要増加により、昨年は平方メートル当りの月決め賃貸料が一等地では年初の30ドルから年末には50ドルに上るというケースも見られた。一方、デベロッパーのコスト負担も資材、労賃の値上りや高金利により著しく上昇しており、不動産価格の値上りは目下のところ不可避である。
- 14日 ○シンガポールは今や世界最大のジャッキアップ式リグの生産国であり、移動式掘削リグでも世界第2位の生産を誇っている。シンガポールは過去5年間にわたり、年平均10基の移動式掘削リグを生産している。昨年は10月までにジャッキアップ式リグ28基、半潜水型リグ1基、兵站用テンドー2基を受注し、シンガポールのリグ業界はすでに82年いっばいの仕事量を確保済みである。
- 22日 ○シンガポール政府は生命保険、総合保険法改正のための準備作業を進めている。改正案の要点は。
- (1)余命年令の計算表の改訂。
  - (2)保険会社の授權資本運用規定の自由化。
  - (3)保険加入者に対する税控除規定の見直し。
  - (4)保険取業い業者のライセン制施行。

- 26日 〇 米国議会は昨年続き、今年再びGSP(一般特惠制度)改正の問題を取り上げるものとみられるが、この改政案が議会を通過すれば、シンガポールの対米電気機器輸出は少なからぬマイナス影響をうけることになろう。現在、シンガポールは米GSPにより、400品目が特惠扱いの恩恵を受けており、79年には総額2億3170万USドル相当の対米輸出がGSPの適用を受けた。うち、1億1300万USドルが電気機器製品輸出であったが、もし、このGSP改正案が今年議会を通過すれば、必然的にシンガポールの電気機器輸出が、米GSPから受ける恩恵は減少せざるを得ない。
- 27日 〇 JTCが中心となって進めてきた国際石油センター建設計画がいよいよスタートする運びとなった。総工費5億Sドルによるこのプロジェクトはクウェートからの巨額の資金参加を得て進められてきたもので、近く、プロジェクト推進主体としてInternational Petroleum Centreが設立される。出資比率はシンガポール政府がJTCを通じて40%、Kuwait Real Estate Investment Consortiumが40%で、残る20%は石油会社数社による負担となる。
- 28日 〇 シンガポールは世界第3位の石油精製基地であり、その精製量が日に100万バレルを越えた。精製される石油製品の種類も多岐にわたっている。現在、シンガポールは産油国も含めて世界49ヶ国に石油製品を輸出しており、主要輸出相手国である日本、香港、マレーシア、オーストラリアへの石油輸出だけで、年間(79年12月～80年11月まで)67億3900万Sドルに上った。特に去年1年間に主要産油国向けに合計8億5200万ドルの石油製品を輸出している。

# 資料案内

## 国内一般

* シンガポール共和国概要 (1979年) ~改訂中~	S\$ 20
シンガポール経済事情 (1979年8月)	S\$ 10
シンガポール共和国憲法	S\$ 15
シンガポール共和国移住法	S\$ 15

## 投資関係

トップマネジメントのためのオリエンテーション (会員のみ販売)	S\$ 25
資金援助制度の手引き	S\$ 8
* 経済拡大奨励法	S\$ 10
法律15号 (経済拡大奨励法改正法) 1979年	S\$ 5

## 租税・税制

* シンガポール共和国現行租税制度	S\$ 10
シンガポール共和国個人所得税解釈	S\$ 10
法律第2号共和国所得税法改正 (1973年)	S\$ 5
法律第13号 (1977年)	S\$ 5
法律第17号 (1980年)	S\$ 5
法律第20号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
シンガポール共和国財産税法、財産税 (付加税) 法	S\$ 15

## 会社法

シンガポール共和国会社法 (会員)	S\$ 60
(非会員)	S\$ 70
法律第1号 (共和国会社法改正) 1970年	S\$ 5
法律第4号 ( ) 1974年	S\$ 5
法律第7号 ( ) 1975年	S\$ 5
法律第19号 1980年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5

## 為替管理・関税

* シンガポール為替管理法 (1970年)	S\$ 15
法律第6号 (為替管理法改正) 1976年	S\$ 5
* シンガポール共和国関税法	S\$ 20
関税法 (1979年関税令)	S\$ 15
法律第9号 (共和国関税法改正) 1976年	S\$ 5

## 業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法 .....	S\$ 5
法律第18号工場法改正法(1973年) .....	S\$ 5
大気汚染防止法(1971年) .....	S\$ 8
法律第11号(共和国大気汚染法改正) 1975年 .....	S\$ 5
シンガポール共和国銀行業法 .....	S\$ 15
地方政府建築規則 .....	S\$ 15

## 特許・商標・その他

シンガポール共和国特許(実施権)法 .....	S\$ 8
シンガポール共和国商標法 .....	S\$ 10
シンガポール共和国技術士法 .....	S\$ 5
価格規則法 .....	S\$ 5

## 労働関係

* 中央厚生年金法 .....	S\$ 15
シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法 .....	S\$ 25
労働組合法(1977年) .....	S\$ 10
法律第3号(共和国労働雇用法改正) 1970年 .....	S\$ 5

## 商工会議所出版物

業種別会員名簿(1980年) .....	S\$ 20
月報(各月号) .....	S\$ 8
(新刊) シンガポールの教育制度 .....	S\$ 10

(\* 印は在庫なし)

## 編集後記

1月号が大幅に遅れてしまい、「明けましておめでとうございます」と書きはじめるには一寸気がひけますし、遅れた弁解に「4回あるシンガポールの新年のどれかに間に会えば良いと思ったものですから」と云えば「バカ」とお叱りをうけるにきまっています。何ともバツの悪い出だしですが、今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

シンガポールの人口の76%を占める華人、私達はまさにその華人の中で生活している訳ですが、「**華人社会の変遷**」を幫別の職業にまで触れて、Tigers Ploymerの**顔氏**に力作を御寄稿いただきました。

この数年シンガポールの労働力不足が深刻化しておりますが、打開策として「**外国人労働者の雇用**」に依存せざるを得ず、この辺のいきさつを鹿島建設の**徳岡氏**に御執筆いただきました。

元来預金に縁がない上に、現在公私ともにOver Draftをかかえている筆者にとって、「**高金利時代**」とは慌菌痢という病気が本当にあるのではないかと思ひ程、恐怖を覚える言葉ですが、この解説には東京銀行の**木下氏**の労をわずらわせました。

ご覧いただいております表紙は1980年代のシンガポールを象徴する「**チャンギ新空港**」の航空写真です。昨年暮れにサンケイ新聞が空港建設工事を担当をしている竹中工務店と当国国防省の協力を得て取材した航空写真を、上記各位の御好意により使用させていただきました。

貴重な時間をさいて御執筆いただいた皆様表紙写真提供に協力いただいた皆様に、この紙面をかりて厚くお礼申し上げます。

リー首相は年頭のメッセージに今年の当国の経済を“GRIM”と予報いたしました。せめて曇り後晴れ位にしたいと願っております。

今月の担当は松下電器の**樋野**、トツパンの**吉川**でした。

(吉川記)

# MONTHLY REVIEW

PRINTED BY  
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.  
11A-12A, Block 1, Flatted Factory, Kallang Way,  
Singapore 1334. Tel: 2923831.

**JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE**

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665